

東京都における「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」に伴う区の考え方

1 区の方針

国や都の方針を踏まえ、以下のとおり定める。

- ・新型コロナウイルス感染症の再拡大防止に向けて、医療機関や関係機関と連携し、ワクチン接種を含め、区民の「命」を守る施策を継続する。
- ・国において緊急事態宣言は9月30日をもって解除されたが、現在、感染力が強く、再感染リスク増加やワクチンの効果を弱める可能性が指摘されているオミクロン株が東京でも急速に拡大し始めている。感染者数の急速な増加は、医療提供体制の逼迫につながるのみならず、社会活動の基盤すら揺らぎかねない事態に陥ることも危惧される。こうした状況から、国においてはワクチンの3回目接種の前倒しを急ぐ考えを示す一方、東京都においては、基本的な感染防止策の徹底についての都民・事業者向けの協力依頼や、感染に不安を感じる都民への検査を受けることの要請等を内容とする「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」を行うこととなった（期間：令和4年1月11日（火曜日）から1月31日（月曜日）まで）。これを踏まえ、本区においても引き続き感染予防対策を徹底し、オミクロン株による再拡大防止を図る。
- ・区民に必要な情報を適時適切に発信する。
感染状況次第では、措置等を変更する場合もある。

2 主な施設等の対策

出張所、学校、保育園、学童クラブ、福祉関係施設、清掃事務所、公園等については、引き続き業務を継続する。各施設については、国や都のガイドラインに沿って、感染防止対策を徹底して開館する。貸出施設等の開館時間は、引き続き通常どおりとするが、混雑時の入場者の整理等を実施する。酒類の持ち込み、飲食、会食については、都の緊急対応期間においては、長時間におよぶ飲食等、感染リスクの高い行動を避けるよう、協力を呼びかける。カラオケ設備の利用については、3密の回避、換気、マイクの消毒等の協力を呼びかける。（期間：令和4年1月14日（金曜日）から令和4年1月31日（月曜日）まで）。

3 区主催イベント・事業等の対応

実施の際は、人流抑制に配慮し、感染防止策を徹底する。

4 会議等の開催

区の行う会議等については、オンラインによる方法も含め、開催する場合には、感染防止策の徹底を図る。

国や都の依頼等の内容によっては今後変更する可能性がある。